

被告製品目録

- 1 別紙「被告製品説明書」の1に記載の写真に示されたものであるエアダスター
- 2 別紙「被告製品説明書」の2に記載の写真に示されたものであるエアダスター
- 3 別紙「被告製品説明書」の3に記載の写真に示されたものであるエアダスター
- 4 別紙「被告製品説明書」の4の左列に記載の写真に示されたものであって、缶の底部の刻印「 θ yymmdd」の「yymmdd」の数値が「141124」以下のエアダスター
- 5 別紙「被告製品説明書」の4の右列に記載の写真に示されたものであって、缶の底部の刻印「 θ yymmdd」の「yymmdd」の数値が「141125」以上のエアダスター

以 上

特定被告製品目録

- 1 別紙「被告製品説明書」の1に記載の写真に示されたものであるエアダスター
- 2 別紙「被告製品説明書」の2に記載の写真に示されたものであるエアダスター
- 3 別紙「被告製品説明書」の3に記載の写真に示されたものであるエアダスター
- 4 別紙「被告製品説明書」の4の左列に記載の写真に示されたものであって、缶の底部の刻印「 θ yymmdd」の「yymmdd」の数値が「141124」以下のエアダスター
- 5 別紙「被告製品説明書」の4の右列に記載の写真に示されたものであって、缶の底部の刻印「 θ yymmdd」の「yymmdd」の数値が「141125」以上のエアダスター

(上記1ないし5のうち、吸収体の灰分含有量が1重量%以上20重量%未満のもの)

以 上

被告製品説明書

1 被告製品 1

(1) 被告製品 1 は、製品名を「AIR DUSTER」、型番を「NC-350 BKS」とするエアダスターであり、主にオフィス機器、デジタルカメラ、テレビなどに付着した塵や埃をとばすためのガスを噴射する商品である。

【被告製品 1 の外観】



(2) 被告製品 1 は、噴出口を備えたスプレー缶に、可燃性液化ガス及び保液用の吸収体を充填したスプレー缶製品である。

【噴出口】



(3) 被告製品 1 の吸収体は、灰分を 1.4 重量%含有するセルロース繊維集合体から構成されており、スプレー缶と同じ円筒状に成形されている。

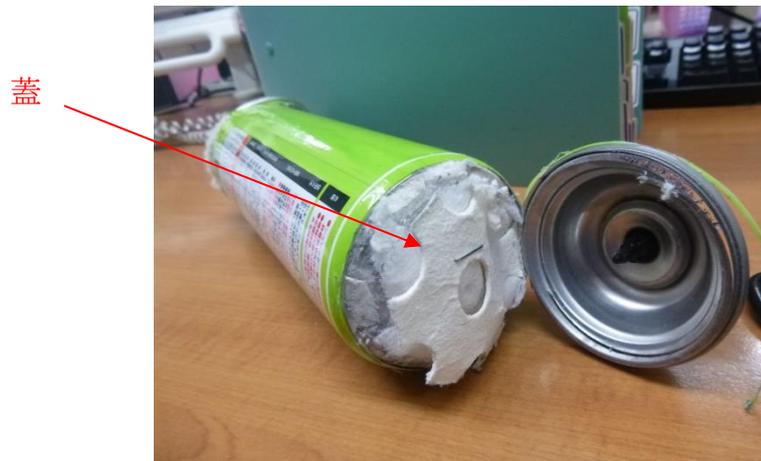
【吸収体】



(4) 被告製品1は、上記スプレー缶内の上記噴出口側において空間を有しており、且つ、スプレー缶内にスプレー缶と同じ円筒状に成形された上記吸収体を收容している。また、上記空間と上記吸収体の間には、上記吸収体の表面を通気可能に保護する蓋が配設されている。

上記蓋は、上記スプレー缶内に圧入されて上記吸収体表面に密接する円板状多孔質体である。

【吸収体及び蓋】



以上

2 被告製品2

(1) 被告製品2は、製品名を「情熱価格 AIR DUSTER」とするエアダスターであり、主にオフィス機器、デジタルカメラ、テレビなどに付着した塵や埃をとばすためのガスを噴射する商品である。

【被告製品2の外観】



(2) 被告製品 2 は、噴出口を備えたスプレー缶に、可燃性液化ガス及び保液用の吸収体を充填したスプレー缶製品である。

【噴出口】



(3) 被告製品 2 の吸収体は、灰分を 2.2 重量%含有するセルロース繊維集合体から構成されており、スプレー缶と同じ円筒状に成形されている。

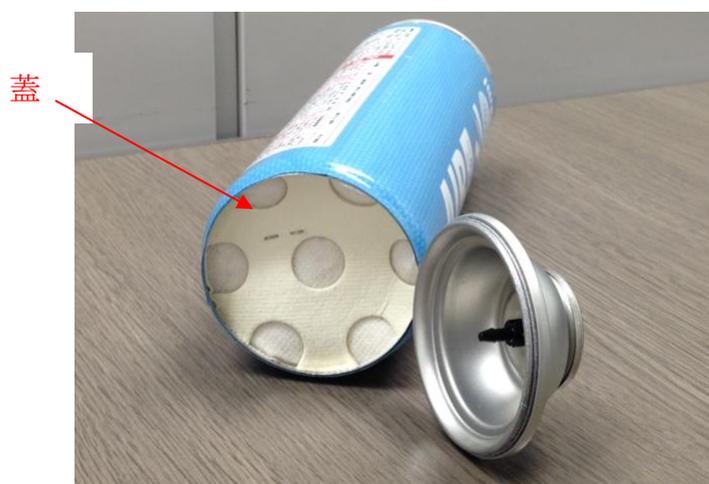
【吸収体】



(4) 被告製品 2 は、上記スプレー缶内の上記噴出口側において空間を有しており、且つ、スプレー缶内にスプレー缶と同じ円筒状に成形された上記吸収体を收容している。また、上記空間と上記吸収体の間には、上記吸収体の表面を通気可能に保護する蓋が配設されている。

上記蓋は、上記スプレー缶内に圧入されて上記吸収体表面に密接する円板状多孔質体である。

【吸収体及び蓋】



以 上

3 被告製品3

(1) 被告製品3は、製品名を「ECO エアダスターII」とするエアダスターであり、主にオフィス機器、デジタルカメラ、テレビなどに付着した塵や埃をとばすためのガスを噴射する商品である。

【被告製品3の外観】



(2) 被告製品3は、噴出口を備えたスプレー缶に、可燃性液化ガス及び保液用の吸収体を充填したスプレー缶製品である。

【噴出口】



(3) 被告製品3の吸収体は、灰分を1.0重量%含有するセルロース繊維集合体から構成されており、スプレー缶と同じ円筒状に成形されている。

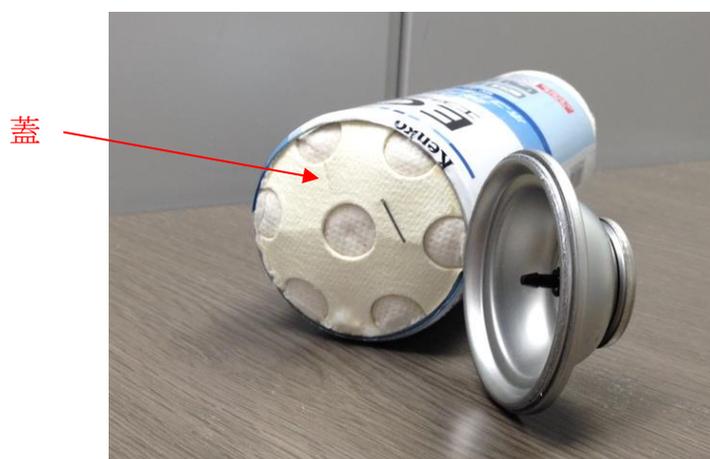
【吸収体】



(4) 被告製品 3 は、上記スプレー缶内の上記噴出口側において空間を有しており、且つ、スプレー缶内にスプレー缶と同じ円筒状に成形された上記吸収体を收容している。また、上記空間と上記吸収体の間には、上記吸収体の表面を通気可能に保護する蓋が配設されている。

上記蓋は、上記スプレー缶内に圧入されて上記吸収体表面に密接する円板状多孔質体である。

【吸収体及び蓋】



以 上

4 被告製品 4 及び 5

(1) 被告製品 4 及び 5 は，製品名を「AIR DUSTER」，型番を「NC-350」とするエアダスターであり，主にオフィス機器，デジタルカメラ，テレビなどに付着した塵や埃をとばすためのガスを噴射する商品である。なお，被告製品 4 及び 5 については，外装パッケージが 2 種類存在するが，これらは外装パッケージ及び商品サイズを除き同一のものである。

【被告製品 4 及び 5 の外観（左：旧パッケージ，右：新パッケージ）】



(2) 被告製品 4 及び 5 は、噴出口を備えたスプレー缶に、可燃性液化ガス及び保液用の吸収体を充填したスプレー缶製品である。

【噴出口（左：旧パッケージ，右：新パッケージ）】



(3) 被告製品 4 及び 5 の吸収体は、灰分を 1.0 重量%以上含有するセルロース繊維集合体から構成されており、スプレー缶と同じ円筒状に成形されている。

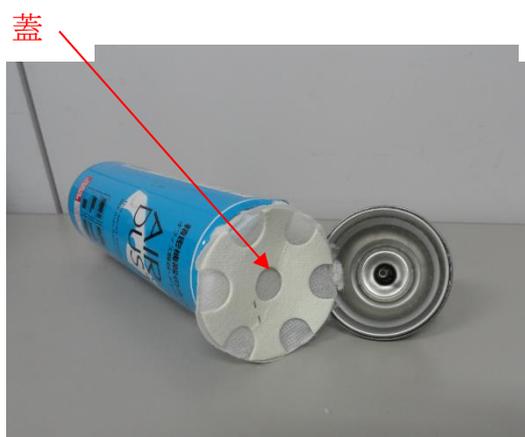
【吸収体（左：旧パッケージ，右：新パッケージ）】



(4) 被告製品 4 及び 5 は，上記スプレー缶内の上記噴出口側において空間を有しており，且つ，スプレー缶内にスプレー缶と同じ円筒状に成形された上記吸収体を收容している。また，上記空間と上記吸収体の間には，上記吸収体の表面を通気可能に保護する蓋が配設されている。

上記蓋は，上記スプレー缶内に圧入されて上記吸収体表面に密接する円板状多孔質体である。

【吸収体及び蓋（左：旧パッケージ，右：新パッケージ）】



以 上

【特許公報は添付省略】